

# 令和4年度田野町職員（保育教諭）採用試験実施要領

令和4年度の町職員採用試験については、次のとおり実施する。

## 第1 採用職種及び採用人員

○一般行政職（保育教諭） 若干名

## 第2 受験資格（以下の全ての条件を満たす者）

○一般行政職（保育教諭）

- (1) 平成5年4月2日以降に生まれた者
- (2) 幼稚園教諭二種免許以上及び保育士資格を有する者（令和5年3月末までに取得見込みの者を含む）
- (3) 令和5年4月1日から田野町に勤務が可能な者

## 第3 受験できない者

第2項の受験資格を有していても、次の各号に該当する者は受験できない。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 田野町において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下において成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

## 第4 試験

### 1. 第1次試験

- |                |              |
|----------------|--------------|
| (1) 日 時        | 令和4年9月18日（日） |
| 作文             | 9時40分から      |
| 事務適正検査・職場適応性検査 | 10時55分から     |
| 専門試験（保育教諭）     | 13時00分から     |

- (2) 場 所 田野町役場 2階会議室（高知県安芸郡田野町1828番地5）

### (3) 内容及び方法

保育教諭 専門試験（社会福祉・子ども家庭福祉（社会的養護を含む。）、保育の心理学、教育学・教育法規、保育原理・保育内容、子どもの保健等についての筆記試験）、事務適正検査、職場適応性検査、作文

### (4) 第1次試験合格の発表

令和4年10月上旬（予定）に役場正面玄関横掲示板及び田野町ホームページに合格者の番号を掲示するとともに、合格者に通知する。

### 2. 第2次試験（予定）

- (1) 日 時 令和4年10月23日（日）
- (2) 場所・内容 第1次試験合格者に直接通知

## 第5 受験手続

### 1. 申込方法

田野町役場総務課に備付の受験申込書に次の書類を添えて申し込むこと。

- ①履歴書（写真の貼付があるものに限る）
- ②成績証明書（原本）
- ③受験票用写真（裏面に氏名、生年月日を記載）
- ④幼稚園教諭二種免許以上の資格証明書類及び保育士証の写し（取得見込みの者を除く）

（注）受験票用写真及び履歴書の写真は、最近3ヵ月以内に撮影した写真（大きさは5センチ×5センチ以内で上半身、脱帽、正面向きで本人と確認できるもの）

（注）履歴書等は返却しない

### 2. 受付期間等

受付期間は令和4年7月25日（月）から令和4年8月15日（月）までの平日午前8時30分から午後5時15分までとする。（郵送の場合は8月15日必着）。

郵送で受験申込を行う場合は封筒の表に「職員採用試験受験申込」と朱書きし、必ず簡易書留で田野町役場総務課へ差し出すこと。送付先の住所及び氏名を記入し、404円分の切手を貼付した受験票の返信用封筒（長形3号封筒）を必ず同封すること。また、試験会場までの地図が必要な場合は申し出ること。

## 第6 合格発表及び採用

1. 第1次試験の合格者は庁舎正面玄関掲示板に掲示するとともにホームページに掲示を行う。また、合格者には通知を行う。

2. 第2次試験の結果は令和4年11月上旬に第2次試験受験者全員に合否を通知するとともに、庁舎正面玄関掲示板及びホームページへ掲示を行う。

3. 合格者は、令和5年3月31日まで町職員採用候補者名簿に登載する。

4. 合格者の採用は、原則として令和5年4月1日以降だが、欠員の状況により採用可能な者については、それ以前に採用されることがある。

## 第7 給料等

田野町一般職の職員の給与に関する条例等による。職歴等がある場合は、基準に基づき一定の調整を行う。

## 第8 募集公告 別紙のとおり

## 第9 この要領は、令和4年7月20日から施行し、令和5年3月31日でその効力を失う。